

新型コロナワクチン接種について

- 4月14日 午後1時30分から、保健センターで接種シミュレーションを実施
- 4月14日 午後7時から、公民館緑分館で団体、近隣説明会を実施
- 4月19日 接種券約27,400通を発送。4月23日までに配達終了
医療従事者の接種開始
午後7時から、医師会館において、市、医師会、薬剤師会、訪問看護連絡会間の連絡会を開催
- 4月23日 午前9時から、小金井市予約システム予約開始
- 5月4日 午後5時30分から、公民館緑分館現地確認

令和3年4月16日

(宛先) 課長職者

新型コロナウイルス感染症対策担当課長 石原 弘一
(公印省略)

令和3年度「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」
における交付申請書類の提出について (依頼)

標記の件について、申請される課においては下記により交付申請書の御提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業申請書 (別記第1号様式)
- (2) 経費所要額調書 (別紙1)
- (3) 事業計画書及び支出予定額明細書 (別紙2-1~3)
- (4) 歳入歳出予算 (見込み) 書抄本
- (5) その他参考となる資料

2 提出期限

令和3年4月26日 (月曜日) 必着

3 提出方法

提出時は、電子データを全庁-健康課-「!!!「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」-R3-交付申請-各課提出フォルダーに提出。

紙ベースを交換便又は郵送により (1部) を送付。

4 留意事項

(3) 「その他区市町村独自の取組に対する補助事業」について。「補助金申請に当たってのQ&A」2のQ. 16に記載の事業を申請する場合は、別紙2-3②に記載してください。その場合、検査料以外の諸経費については、別紙2-3①に記載してください。

5 問合せ先

健康課健康係 (内線) 2952 (外線) 042-321-1240
担当 高橋

令和 3 年 4 月 1 4 日

各区市町村保健衛生主管部長殿

東京都福祉保健局感染症対策部長
(公印省略)

令和 3 年度「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」
における交付申請書類の提出について (依頼)

平素より都の感染症対策事業に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。
標記の件について、該当の区市町村においては下記により交付申請書の御提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業申請書 (別記第 1 号様式)
- (2) 経費所要額調書 (別紙 1)
- (3) 事業計画書及び支出予定額明細書 (別紙 2 - 1 ~ 3)
- (4) 歳入歳出予算 (見込み) 書抄本
- (5) その他参考となる資料

2 提出期限

令和 3 年 4 月 2 8 日 (水曜日) 必着

3 提出方法

提出時は、下記担当まで交換便又は郵送により書面 (1 部) を送付するとともに、電子データを電子メールで提出してください。その際、電子メールの件名は、「【〇〇区市町村】区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業交付申請」としてください。

4 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 30階南側

東京都福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課保健所支援推進担当

メール : S0415102@section.metro.tokyo.jp

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
保健所支援推進担当 岡野・前寺・梅村
(直通) 03-5320-4268

補助金申請に当たってのQ&A

1 事業全般について(複数事業にまたがる場合も含む。)

Q1. 補助対象期間について教えてほしい

A. 区市町村が実施する事業のうち、令和3年4月1日から6月30日までに要する費用が補助の対象となります。

Q2. 補助対象事業から除外する事業について教えてほしい

A. 以下のとおりです。
①他の公的制度(医療保険制度等)による事業の運営に係る経費
②都区財政調整制度や交付税などにより財源措置されている経費
③他の補助制度の上乗せ(加算)や区市町村負担分も含め、他の公的補助制度の対象となっている事業
④祝い金(品)や見舞金(品)、利用者負担の軽減など専ら経済的給付を目的とする事業

Q3. 原則として採択しない事業について教えてほしい

A. 以下のとおりです。
①施設整備の単なる老朽更新に当たる事業
②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関わりのない事業や効果の見込めない事業
③実施が義務付けられている事業
④区市町村が経費を負担すべき事業(例:事務改善のための経費、区市町村常勤職員の人件費、区市町村施設の建物維持管理経費、廃棄物処理手数料、区市町村の物品として広く使用する汎用性の高い備品・消耗品、設備・備品等の保守点検費用)
⑤用地取得費用
⑥他の区市町村との均衡から補助することが適当でないと判断される事業(例:著しく高額な設備)
⑦その他、都として補助することが適当でないと判断される事業

Q4. 当該補助金の補助率及び各自治体への交付額の決定方法について教えてほしい

A. 補助率10/10で実施します。交付額は各区市町村から提出される事業実施計画書等の審査結果を踏まえ決定します。申請金額の合計が都の予算額(25億円)を超過する場合、各区市町村の人口規模及び患者発生率等を踏まえ交付額の調整を行います。

Q5. 補助金の交付の申請スケジュールについて教えてほしい

A. 令和3年4月28日(水曜日)が申請期限となります。それ以降は、都の審査期間となるため、都の確認等に対する修正等以外の申請内容の変更は原則認められません。申請内容については、自治体内で精査の上、申請をお願いします。

補助金申請に当たってのQ&A

2 PCR検査等に要する経費補助事業

Q1. 補助対象事業の期間の考え方について教えてほしい。

A. 検体採取日が令和3年4月1日以降で、令和3年6月30日までに検査が完了した事業が対象になります。

Q2. 「重症化するリスクの高い高齢者等」と都が想定する対象はなにか。

A. 利用者が重症化しやすい者で構成されている施設に勤務する者や入所者(新規入所者含む)等を主に想定しています。
「重症化しやすい者」とは、高齢者や障害をお持ちの方で糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方を主に想定しています。
例えば、高齢者施設や障害者施設等に勤務する者や入所者等に対し、行政検査対象外の検査を行った場合、その費用を補助することを想定しています。

Q3. 訪問看護事業所は補助対象となるか

A. Q2に該当する方が利用する施設の職員について、対象となります。

Q4. 居宅介護支援事業所は補助対象となるか

A. 以下2点の理由から補助対象外となりますが、個別にお問い合わせください。
①訪問介護・看護事業所と異なり、重症化リスクの高い高齢者等と接触してサービスを提供することがない。
②国事務連絡※において、月1回以上の本人とのモニタリング義務について、「柔軟な取扱い」を可能としている。
※令和2年3月6日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」問11

Q5. 地域包括支援センターは補助対象となるか

A. 居宅介護支援事業所と同様、重症化リスクの高い高齢者等と接触してサービスを提供することがないため、補助対象外となりますが、個別にお問い合わせください。

Q6. 施設が独自に検査を実施した場合に、検査に要した費用は補助対象になるか。

本事業の実施主体は区市町村である必要があるため、補助対象外となります。
区市町村独自に補助条件を定め、条件を満たした場合に補助金を交付する事業スキームを実施する場合は「(3)その他区市町村独自の取組に対する補助事業」において対象となる場合があります。(Q16.を御参照ください。)

補助金申請に当たってのQ&A

Q7. 検査費用が1件あたり上限額を超えてしまったが、上限額を超える分の費用については補助対象になるか。
A. PCR検査等実施に伴う検査費用以外の諸経費等については、メニュー「その他区市町村独自の取組に対する補助事業」で補助対象となる場合がありますので、個別にお問い合わせください。
Q8. 都が実施する高齢者・障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業との違いは何か
A. ①実施主体、②補助対象が異なります。 ①について 本事業は区市町村、高齢者・障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症強化事業は、各施設等が実施主体です。 ②について 本事業では、令和3年4月1日以降に実施された、重症化するリスクの高い者の集団が形成される高齢者・障害者支援施設等への検査について補助対象としています。ただし、高齢者・障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症強化事業の対象となる以下の施設は原則として対象外です。 ○特別養護老人ホーム(定員29名以下を除く) ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○養護老人ホーム ○介護療養型医療施設 ○有料老人ホーム(定員29名以下の介護専用型有料老人ホームを除く) ○サービス付き高齢者向け住宅(定員29名以下を除く) ○軽費老人ホーム(定員29名以下を除く) ○障害者支援施設
Q9. 国が実施する令和3年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業との違いは何か
A. 国が実施する新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業は、一定の高齢者等が本人の希望により実施する検査に係る事業を支援するものです。
Q10. 陽性患者が発生していない施設等への感染予防対策を目的とした、PCR検査等の費用は本事業の対象になるか。
A. 下記の条件を満たす検査であれば、本事業の対象となります。 ・感染症法第15条に基づく調査として実施される検査ではないこと ・各区市町村が、重症化するリスクの高い高齢者等という観点から必要と判断する検査
Q11. 児童福祉施設(保育所・学童クラブ等)で陽性が出た場合に、感染拡大の拠点となる恐れがあると区市町村が独自に判断し、実施する検査は補助対象になるか。
A. 国の通知では、いわゆるクラスターの発生した施設の関係者に対する検査は行政検査の対象となることから原則、本事業の対象外です。ただし、下記の条件を満たす検査であれば、本事業の対象となります。 ・感染症法第15条に基づく調査として実施される検査ではないこと ・重症化するリスクの高い集団(特別支援学級等) なお、特別支援学級等以外の児童に対する検査については、重症化リスクが低いと考えるため補助対象外となります。

補助金申請に当たってのQ&A

Q12. 学校等における教職員や児童・生徒から感染者が発生した場合における濃厚接触者に対する集団検査は本事業の対象になるか。
A. 補助対象外となります。 濃厚接触者に対する検査は原則、行政検査になるため本事業の対象外となります。
Q13. PCRセンターの設置条件は満たさないが、クラスターが発生した地域の関係者に対し、集中的かつ短期に検査を実施するため「PCRスポット」というものを設置したが本設置経費は対象になるか。
A. 検査実費額として検査1件あたりの上限額を設定しています。なお、独自の取組として検査以外の経費が発生する場合は、メニュー「その他区市町村独自の取組に対する補助事業」で補助対象となる場合がありますので、個別にお問い合わせください。
Q14. 「主な施設種別」の表に記載のない施設の入居者等に対するPCR検査は本事業の対象となるか。
A. 施設利用者が重症化リスクの高い高齢者等であれば対象となる場合がありますので個別にお問い合わせください。
Q15. 本事業の対象となる施設に入所予定である者へのPCR検査も本事業の対象となるか。
A. 入所予定者であれば対象となります。陰性確認後に確実に入所される状態であることを想定しています。
Q16. 各施設が実施するPCR検査費用について、区市町村が補助金を交付する場合、本事業の対象となるか。
A. 「(3)その他区市町村独自の取組に対する補助事業」において対象となる場合があります。(区市町村独自に補助条件を定め、条件を満たした場合に補助金を交付する事業スキームを実施する場合)。 東京都の「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業」及び「障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業」に該当しない施設及び事業所であり、かつ、本事業において「PCR検査等に要する経費補助事業」の対象施設である必要があります。
Q17. PCR検査キットを用いて検査を行う場合、本事業の対象となるか。
A. 対象となりますが、検査結果が陽性でも医師の診断を受けなければ保健所への届け出が行われないため、可能な限り医療機関又は提携医療機関を持つ検査機関での検査をお願いします。(参照)令和2年12月18日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について(情報提供)」

補助金申請に当たってのQ&A

3 保健所等の体制強化経費補助事業

Q1. 補助対象事業の期間の考え方について教えてほしい。

A. 保健所等業務従事期間のうち、令和3年4月1日から令和3年6月30日までに要する経費となります。

Q2. 補助対象となる事業は例えばどのようなものがあるか

A. 医療機関との各種調整等のための雇上げ経費、業務委託料など保健所等の業務運営体制の強化に要した費用を主に想定しています。
なお、「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」(令和2年4月4日付厚生労働省事務連絡)及び「保健所の業務継続のための体制整備について(検診関係団体との連携強化)」(令和2年4月17日付厚生労働省事務連絡)に示されている保健所業務等を行うための費用も補助対象となります。

Q3. 常勤職員以外を雇用する場合、雇用形態に制限はあるか。
(業務委託、人材派遣、会計年度任用職員制度等)

A. 雇用形態に制限はありません。
業務委託、人材派遣、会計年度任用職員等いずれも補助対象となります。

Q4. 雇用経費の積算にあたり、統一的な単価は示されるか。

A. 各区市町村で定める人件費単価等に基づき、適切に必要な経費を積算してください。

Q5. 保健所で、行政検査を実施する検査技師や医師を増員した場合に支払う謝礼金や雇上げ経費は補助対象になるか。

A. 「保健所等業務」としての人員増については対象となります。
ただし、検査に特化しているものについては、感染症予防事業費等国庫負担(補助)の対象となる可能性があります。

補助金申請に当たってのQ&A

4 その他区市町村独自の取組に対する補助事業

Q1. 介護者が陽性になり、障害者等の介護ができなくなった場合に、家庭内感染を防止するため、当該障害者等を自治体が借り上げる宿泊施設で受入れ、介護や食事の提供を実施する場合、補助対象となるか。

A. 「在宅要介護者等の受入体制整備事業」が令和3年度も実施予定ですので、対象となりません。

Q2. 新型コロナウイルス感染症に罹患した都民に対して見舞金を支給する場合、補助対象となるか。

A. 現金給付は補助対象外です。(1 事業全般についてのQ2を御参照ください。)

Q3. 自治体職員等の体調管理を徹底することで、役所内での蔓延及び区民への感染を未然に防ぐため、体温計等の備品を購入する場合、補助対象となるか。

A. 専ら自治体職員向けに購入する備品は、区市町村が経費を負担すべき事業と考えられるため、補助対象外となります。(1 事業全般についてのQ3を御参照ください。)

Q4. 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示している店舗等へ衛生用品購入費の支援などを行う場合、補助対象となるか。

A. 申請の際に感染拡大防止の取組の具体的内容が、専ら金銭の給付を目的としていないことが明確であれば、補助対象となります(区市町村独自に補助条件を定め、条件を満たした場合に補助金を交付する事業スキームにより実施する場合など)。ただし、精算せず一律、現金を給付する事業は補助対象外となります。

Q5. 衛生用品などの物資を配布する場合、その配送費は補助対象となるか

A. 配送する物資が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的としたものであれば補助対象になります。

Q6. 島しょ地域で感染者が発生した場合、島外へのヘリ搬送が必要となるが、天候によってはヘリ搬送ができない場合もあるため、隔離施設を用意している。当該施設で滞在する際に必要となる消耗品の購入は補助対象となるか。

A. 「医療保健政策区市町村包括補助事業」において、島しょにおける一時滞在施設の確保運営に係る事業がございますので、御確認ください。

Q7. 民間医療機関が入院患者の療養生活改善を目的とした無線LAN環境整備に対する支援を区が実施した場合、補助対象となるか。

A. 補助対象外となります。
入院患者の療養生活改善を目的とした無線LAN環境の整備は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対し直接的に貢献する取組ではないと考えます。

Q8. 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示している(感染防止対策を実施している)店舗等へ新型コロナウイルス感染症予防対策支援金として、衛生用品購入費の支援として一律10万円を支給する場合は補助金の対象となるか。

A. 補助対象外となります。
10万円の支援金(精算なし)は現金給付とみなせるため補助対象外となります。
ただし、申請の際に感染拡大防止の取組みの具体的内容が、専ら金銭の給付を目的としていないことが明確であれば、補助対象となります(区市町村独自に補助条件を定め、条件を満たした場合に補助金を交付する事業スキームを実施する場合など)。

補助金申請に当たってのQ&A

Q9. 区市町村が運営する駐輪場において、高齢従業員の接触機会減少による感染防止の目的でインターネットを活用した定期更新機を導入する場合、補助対象となるか。

A. 物品の購入については、実施要綱3(5)ウにあるとおり、感染拡大防止のための取組で、現下の感染状況に鑑み、早急に取り組む必要がある事業に該当するかによって判断します。質問の事業は、自治体の財産として残ることを考慮すると、対象外と考えます。

Q10 インフルエンザ予防接種を高齢者施設の職員に実施する場合、本事業の対象となるか。

A. 本事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的としているため補助対象外となります。

Q11 (Q5関係)衛生用品などの物資を配布する場合、その梱包資材購入費は補助対象となるか

A. 配送費同様、配送する物資が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的としたものであれば補助対象になります。

Q12 災害時に備えて感染症予防のために備蓄するマスクや消毒液などの購入費用は補助対象となるか。

A. 対象となりません。本事業では、感染拡大防止のための取組で、現下の感染状況に鑑み早急に取り組む必要がある事業に補助を実施します。災害時に備えた備蓄は、速やかに使用する目的で購入しないため、対象外とします。